

歩けるまちづくりを推進するための基本的な方針

金沢市並びに市民や事業者の皆さんが、歩けるまちづくりに取り組む際の基本となる方針を定めています。

1 歩く人にやさしい交通環境

①歩行者に配慮した交通環境の整備

道路形態及び地域の特性などに応じて、通過交通の抑制、カラー舗装化等による走行環境の改善、交通安全、公共交通の利便性向上など、歩く人にやさしい交通環境を整備していきます。



②歩行者に配慮した沿道等の周辺環境の整備

バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した歩行環境の確保、街並みの特徴を生かした道路修景など、沿道等の周辺環境の整備を通じ、歩けるまちづくりを推進します。

2 まちを歩く意識の醸成

①地域コミュニティの醸成

まちを歩くことにより、道を大切に、自らのまちを知り、まちへの愛着を深めることで、地域コミュニティの醸成を図っていきます。



②過度のマイカー依存生活からの転換

自動車中心から公共交通を活用した歩けるまちづくりへの意識醸成を図っていきます。

3 まちの回遊性の向上

①回遊性の向上

歩行者ネットワークの連続性確保など、歩行環境の向上を図るとともに、まちの賑わいを創出します。



②歩けるみち筋の指定

金沢のまちの風情と良さを身近に感じて歩くことができる道を「歩けるみち筋」として指定し、その整備に努めます。

金沢市は、歩けるまちづくり推進の取り組みを支援します。

お問い合わせは

金沢市歩ける環境推進課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL(076)220-2371 FAX(076)220-2048

E-mail arukeru@city.kanazawa.lg.jp

安全で快適に歩くことができるまちづくり

材木地区歩けるまちづくり

(平成21年10月9日協定締結)



金沢市は、金沢に住む人、訪れる人の誰もが、安全に、そして快適に歩けるまちづくりを推進しています。材木地区は、浅野川と国道159号に挟まれ、今なお金沢特有の細街路が入り込んだ藩政期以来のまちのかたちを残した伝統環境、伝統文化の息づく地区です。

このため、材木地区歩けるまちづくり協議会では、地区住民や朝の通学児童・生徒たちが、浅野川の静かなやさしさのある風情を感じながら、安心して、楽しく、快適に歩くことができるまちづくりを推進する観点から、通過交通の抑制を柱とした歩けるまちづくり構想を策定し、金沢市と「材木地区歩けるまちづくり協定」を締結しました。今後は、構想の実現に向けて取り組むことで、「心が和むまち、材木」にふさわしいまちづくりを目指します。

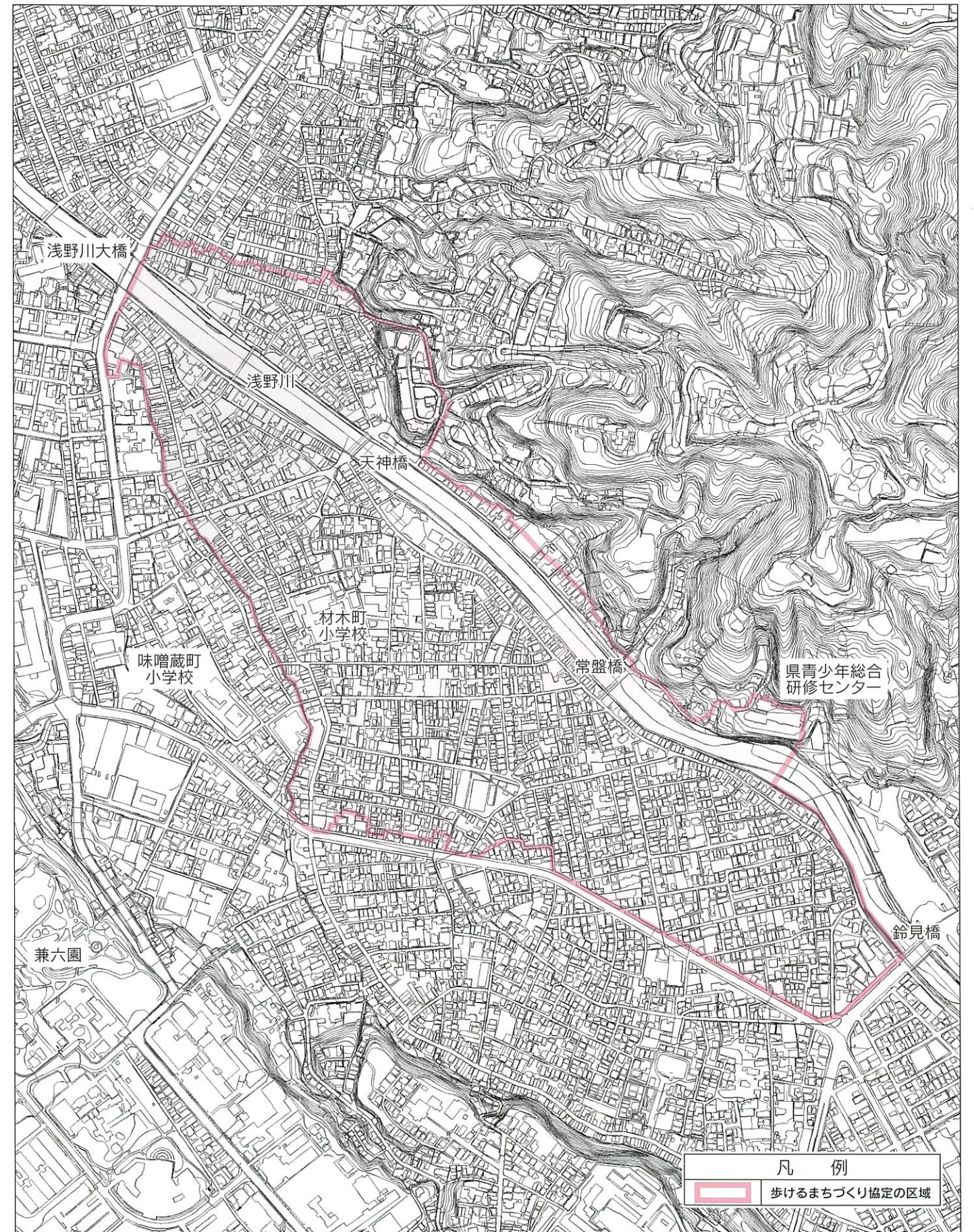
金沢市

安全で快適に歩くことができるまちづくりのために、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

材木地区歩けるまちづくり構想

歩けるまちづくり構想の名称	材木地区歩けるまちづくり構想
歩けるまちづくり構想の対象となる区域	金沢市材木町、並木町及び豊国町の全部並びに橋場町、横山町、暁町、桜町、東山1丁目及び常盤町の各一部
歩けるまちづくり構想の対象となる区域の面積	約65ヘクタール
当該区域における交通環境の整備に関する事項	<p>通過交通の抑制等による歩行者の歩行と自動車等の通行との調和に関する事項(自動車等の通行の制限、歩道の整備等)</p> <p>本地区は、浅野川と国道159号に挟まれ、今なお金沢特有の細街路が入り込んだ藩政期以来のまちのかたちを残した伝統環境、伝統文化の息づく地区である。一方で、市内中心地への通過点にあるため、特に山側幹線の開通後は浅野川の両岸において、幹線道路からの通過車両が地区内の細街路に相当数流入している。そこで、地区住民や朝の通学児童・生徒たちが、浅野川の静かなやさしさのある風情を感じながら、安心して、楽しく、快適に歩くことができるまちづくりを推進するため、地区内の生活道路環境を確保しつつ、朝方の通過交通の抑制を行う。また、限られた道路幅員を有効に活用できるよう、一層の改善に努めるものとする。</p>
	<p>歩行環境の向上に関する事項(バリアフリー、道路標識の設置、コミュニティ空間の確保等)</p> <p>地区内の道路については、関係行政機関と協力しながら、コミュニティ空間の整備、交通規制の遵守や速度抑制を促す道路標識や案内看板の設置など、快適な歩行空間づくりを目指すものとする。</p>
住民等の自主的な取組に係る事項	<p>交通安全の啓発に関する事項(自主的な交通安全活動の実施、迷惑駐車防止等)</p> <p>住民や事業者は、一人ひとりが積極的にまちを歩き、まちに対する愛着を深めるよう心がけ、他方、歩行者等に配慮した安全な自動車の運転に努めるものとする。また、交通安全・交通マナーの向上と併せ、細街路に木造建築物が密集する地区内事情も踏まえ、防火・防災の支障となりがちな路上駐車等の改善に関する意識向上等の講習会などに取り組み、地域の安心・安全等の啓発に努めるものとする。</p>
	<p>まちなみと調和した道路空間の形成に関する事項(道路の美化又は緑化、冬期の除雪等)</p> <p>住民や事業者は、歩いて楽しめる道路空間づくりに向けて、沿道の美化・清掃活動に努めるものとする。特に、「ごみゼロのまち」や「おもいやり運転実践のまち」など、グッドマナー宣言地区として住民が一体となって取り組み、「心が和むまち、材木」の名にふさわしいきれいなまちなみづくりを推進することで美化意識の高揚を図る。また、冬期間の道路除雪については、住民や事業者をはじめ、雪かきボランティアなどと相互協力のもと、地域が主体となって取り組むものとする。</p>
その他歩けるまちづくりを推進するために必要な事項	<p>歩行者優先の空間づくりを推進するため、広見の活用などで、子どもたちの楽しそうな遊び声が聞こえる地域コミュニティの復活や、緊急時の避難路の確保など、「ひとが主役」の歩けるまちづくりに取り組んでいくことにより、伝統的な町内会活動や公民館活動ができる安全な道路環境づくりに努めるものとする。</p> <p>また、住民や事業者は、極力マイカー利用を控え、移手段として、金沢ふらっとバスを最大限に活用するとともに、他の公共交通機関の利用にも努めるものとする。</p> <p>なお、この協定のエリア内において、材木地区における地域交通のあり方検討会が策定した地域交通プランの実施についても関係行政機関等と連携し、積極的に取り組むものとする。</p>

【材木地区歩けるまちづくり協定区域図】



地域の一部を通行規制し、交通量を減らします。
 材木地区へは、金沢ふらっとバス等公共交通機関でお越しください。
 おもいやり運転を実践し、心の和むまちを目指します。